

2019年10月からスタート！ 幼児教育・保育の無償化



◆保育料の無償化

○ 認可外保育施設等のみを利用している場合

・ **月額37,000円**（対象②の子は42,000円）まで無償

○ 幼稚園・認定こども園（1号）も利用している場合

・ **月額11,300円**（対象②の子は16,300円）まで無償

※ 利用する幼稚園・認定こども園（1号）が実施している預かり保育が、**平日通常教育時間とあわせて8時間以上かつ年間200日以上の場合**は、認可外保育施設等の利用料は**無償化の対象外**となります。

- ・ **対象：① 3～5歳児クラスで保育の必要がある子**
- ・ **② 0～2歳児クラスで保育の必要がある**
住民税非課税世帯の子

◆対象施設・事業等

- ・ 認可外保育施設・一時預かり（※幼稚園型除く）・病児保育
- ・ 病後児保育・ファミリーサポートセンター・ベビーシッター等

※ 国や市の基準を満たし、「**確認**」を受けた施設・事業等に限りです。

※ 無償化の対象となるため、**認可外保育施設等**は**市へ①届出及び②確認の申請を行う必要**があります。

無償化の対象となるには、

「施設等利用給付認定申請書（新2号・新3号）」の提出が必要です。

・ 施設等から配布（または市ホームページからダウンロード）された申請書に必要事項を記入、証明書類等を添付の上、在籍の施設等へご提出ください。

注意①

保育所、認定こども園（2・3号）、地域型保育（小規模・事業所内）、臨時保育室、高槻認定こども園一時預かり【定期利用】、公立幼稚園就労支援型預かり保育、企業主導型保育や一定水準以上の預かり保育を実施する幼稚園・認定こども園（1号）の利用者については、認可外保育施設等の利用料は無償化の対象外となります。

注意②

食材料費、教材費、行事費等は無償化の対象外となります。
現行の利用料にそれらの費用が含まれている場合は、それらを除いた保育料部分のみ無償化の対象となります。

注意③

複数の認可外保育施設等を利用している場合は、その利用料の合計が上限額まで無償となります。

注意④

無償化は原則、償還払い（利用者が一旦園に利用料を支払い後日市より利用者へ還付する方法）により実施予定です。還付方法・手順等は9月頃に施設等を通じてお知らせいたします。

【認可外保育施設等の利用者の方へのお願い】

・認可外保育施設等については、設置・形態の自由さから市が把握できず、施設等へ無償化の対象となるための「**確認**」手続きが案内できない場合があります。利用されている施設等が「**確認**」されていない場合は無償化の対象となりませんので、利用されている施設等へ「**確認**」の手続きを行っているかご確認ください。

・他市に所在する認可外保育施設等の利用の場合、施設等または利用者からのご連絡がないと市では把握できず、無償化のご案内ができませんので、必ず保育幼稚園事業課までご連絡ください。

【市内の認可外保育施設等を利用する他市在住の方へ】
無償化のお手続きについては、必ずお住まいの市町村へお問い合わせください。

認可外保育施設等を利用する方へ

(認可外保育施設・一時預かり・病児保育・病後児保育・ファミリーサポートセンター・ベビーシッター等)



令和元年10月より開始される幼児教育無償化の手続きについて、お知らせします。

<申請・通知スケジュール>

○ **【保育の必要がある方のみ】** 認可外保育施設等の利用料について無償化の対象となるためには、次のとおり「**施設等利用給付認定（新2号または新3号認定）**」の手続きが必要です。

7月中旬～ **必要な方のみ「施設等利用給付認定申請書（新2号・新3号）」の様式等配布**
(**申請書が必要な方は利用施設等にお申し出ください**)

◎ **8月上旬** **利用施設等へ認定申請書（一式）を提出**
(提出時期等により保育幼稚園事業課へ直接提出となる場合もあります。)

～9月中下旬 「**施設等利用給付認定通知書（新2号または新3号認定）**」を保護者へ通知
(保護者は認可外保育施設等へ**認定通知書を提示**)

10月～ **幼児教育・保育無償化開始**

◆施設等利用給付認定とは？

10月から認可外保育施設等の利用料の無償化の対象となるために必要な認定です。

認定の種類	対象	無償化の範囲
新2号認定	保育の必要がある 3～5歳児クラスの子	認可外保育施設等の利用料（複数利用の場合は利用料の合計） 月額37,000円まで無償
新3号認定	保育の必要がある 0～2歳児クラスで 住民税非課税世帯 の子	認可外保育施設等の利用料（複数利用の場合は利用料の合計） 月額42,000円まで無償

◆申請には何が必要？

○ **施設等利用給付認定申請書（新2号・新3号）** **申請書が必要な方は園へお申し出ください**

○ **保育の必要性の事由ごとに必要な添付書類等**（詳細は裏面を参照してください）

○ **【下記①②に該当する方のみ】** 令和元年度（平成31年度）の市民税額等を証明する書類
(令和元年度（平成31年度）課税証明書（写）等)

①**2019年1月1日現在高槻市民でなかった方** ②**2019年度税の申告が未申告の方**

(注) 未申告の方は収入がなかった場合でも、非課税で申告し、課税証明書等をご用意ください

※ 保育所等の利用申込のために「教育・保育給付認定（2号認定）」を申請されており、令和元年6月の現況届等ですでに「保育の必要性の事由」にかかる添付書類や、課税証明書等を提出されている方は、添付書類の省略が可能です。

「保育の必要性」や必要な添付書類等については裏面を参照ください

新2号認定に必要な要件・書類 – 保育の必要性の確認 –

「**新2号・新3号認定**」の認定には「**保育の必要性**」の確認が必要となります
 「**保育の必要性**」の認定は「**保護者のいずれも**」が、以下の「**保育を必要とする事由**」に該当する場合に認定されます

事由区分	内 容	必 要 な 添 付 書 類
就 労	月64時間（週3日かつ1日4時間）以上労働していること	（雇用されている方） 就労証明書 （自営業の方） 自営業状況書 + 確定申告書等の控え等 （内職している方） 内職証明書 + 請負や支払いがわかるもの
妊 娠・出 産	産前（6週前）から産後（8週まで）の期間にある場合	母子健康手帳（写） ※表紙と分娩予定日がわかるページ
疾 病・障 がい	疾病や負傷、精神や身体に障がいがある場合	病気・障がい状況証明書 + 診断書や手帳等
介 護・看 護	同居親族を常時介護又は看護している場合	介護・看護状況証明書 + 必要な証明書類
災 害復 旧	震災、風水害、火災その他の災害復旧にあたっている場合	罹災証明書
求 職 活 動	求職活動(起業準備含む)を継続的に行っている場合	求職活動申立書 ※保育の認定の有効期間は最大2ヶ月間まで
就 学	月64時間（週3日かつ1日4時間）以上就学（職業訓練学校を含む）している場合	就学状況証明書

ひとり親世帯・在宅障がい者のいる世帯・生活保護受給世帯に該当する場合は以下の証明書類（写）の提出が必要です。

○ひとり親世帯

児童扶養手当証書、ひとり親家庭医療証、戸籍謄本（全部事項）、離婚受理証（親権記載のもの）のうちいずれか1つ

○在宅障がい者のいる世帯 該当する方の障がい手帳

○生活保護受給世帯 生活保護受給者証

※すでに「**2号または3号認定**」の方や、保育所等申込のために「**2号または3号認定**」の申請をされている方で、「**施設等利用給付認定（新2号または新3号認定）**」の申請をされる方は、各種証明書等の添付書類は不要です。（申請書自体は提出が必要です。）

※添付書類の各様式は市ホームページからダウンロードできます

内容や書類についてご不明な点がございましたら保育幼稚園事業課までご連絡ください。

【直接提出の場合の提出先】〒569-0067 高槻市桃園町2-1
 高槻市子ども未来部保育幼稚園事業課（高槻市役所総合センター7F）
 ※郵送の場合は封筒の表に「無償化関係書類在中」と記入してください。
 【問合せ先】（手続き関係）072-674-7691（保育の認定関係）072-674-7692